諸問屋規定

811
14

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』 請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

諸問屋規定

811
14

国立国会図書館　　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』 請求記号 811-14

ガラス使用

東京府圖書館

旧規則

舊幕引繼書

畳表問屋

拾五名

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

定

一大政御御前御出御者之趣望者寺之事

一御上様々商法御前御用之御事ニ

不拘寺分又ハ商法御別ニ家別ニ寄ル

御用御儀ニ一同集會ニ成大切ニ心得

御

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

二月限
三月限
六月限
八月限
十月限
十二月限

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

找本問

找本問為十加以年中
再有興之所仲間
親之手書以為

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』 請求記号 811-14
ガラス使用

我来問屋ゟ加取年中
再有興之所仲間
親之事

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』 請求記号 811-14
ガラス使用

株木問屋仲間

一 本場株木一宮宮之後其往古之市中之
商賣仕都而株木所高龍之乃深之御
送之情ヲ以御株木蔵御役所ニ所ニ屋
中之御用ニ本地ニ於ハ素秘極之本屋
之而所賣之ケ所ニ於身御株木蔵ニ御之
調仕所用之ニ於ハ市中ニ大賣捌申仕ル
處ニ於ハ年中深川之本場ニ株木置

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

候ニ付板材木之分熊野宮古組合
渡世仕候者共手前之旅ニ通候得共商
売仕来候ニ付古組合之者共本〆町ニ而
相稼来所ニ而候得共以後近川之間之
問屋ニ而以後者渡方仕候
一 川辺一番組古問屋之儀先年諸国八代洲河岸
出住来仕候木薪屋共材木問屋之外自分御仕来
私共川辺問屋相成候ニ付渡世仕候共来候者共上奉申上候

候御用地ニ付右之跡地ニ付深川辺へ
中洲町并新堀川通深川辺其外河岸
端町之ニ付深川ニ移り商売仕並末深川京橋
之候諸問屋ニ相調ニ付古来之通ニ問屋共ニ付
古問屋ニ而候然ル処去ル去人之者共之儀
三拾三年前両国橋之所ニ付
向ニ而物ニ付聖天京之〆年ニ月中旬
来人数之外新宅之御出来之往来仕候ニ付

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』 請求記号 811-14
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

済来候
去ル申年中ゟ株式ニ付売買ハ不為
致又者新法之ヶ條相立候間自今以後
以来ニ而外ニ商法相障申ニ付書面御定
法ニ而者中々様者相成候様ニ而規定
ニ相成相定

規定

一 御公儀様ゟ被仰渡候ニ付而ハ急度相守可申候

儀ハ不及申町内之定法急度相守
一ケ間敷事
一 家業之儀ハ渡世ニ相拘り候事故
銘々之者得と心得申候品物之儀ニ而も御一統
引請申間敷事
但荷物等仕入金ニ而も荷物中ニ而差支候
儀ハ金仕入金ニ而荷物中ニ而差支申事
定メ之外ニ而荷主共差障ニ相成候
取極ニ而荷主方ニ而も自然御用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

覚申候

一 当株之儀者古来ゟ問屋組合仲買方も
相定数多有之候処株式ニ相願御改有
之候ニ付過ル御改之節ゟ仲買共より年寄中へ
相届候ニ付其後共ニ仲買共より組合数ニ而
相定〆売買ニ付者仲買人へ相渡ニ而売場
仲買〆帳面ニ相改候て相改其他相限
売買人之外者仲買ニ而相渡候而売買

不正之売買致候ハヽ其品又者前書仲買例之通
売渡申候ニ付帳面ニ引合売買之通
売買人ゟ此段可有之候ニ付売買相改
之節盗品仲買又ハ紛敷品ニ而売買相改
不申候ニ付其品之盗物売候事

一 仲買共ゟ相願 御用之儀者申候人事
儀ニ付是迄之仕来之通ニ而相改候
仲買共ゟ相渡仲買組合ゟ可申候事

一 仲ケ間之者共荷主ゟ送り来候荷物売払
候上ニ而諸掛り之儀是迄仕来之通ニ而相掛り
一ケ年分惣仕切之節ニ取立来候得共此度一
出金之義是迄之通勘定ニ而取極メ一ケ年分
宛取立候様御願申上候処御聞済ニ相成申候

一 組合之内ニ而仲間株式之外ニ荷主ゟ売捌方買
廻シ相成候者在之候ハヽ取調候上差戻シ在
之趣ニ付是迄之通り組合ゟ取計候事

被成下度奉存候

組合寄合之節ニ者掛り合之者并無之
組合之儀身元之者是迄之通り組合相仲
間ニ而取引仕候処此度新規加入之者
員数之儀取計可申候

一 組合之者共売物仕来候品々之外ニ新規品々取扱
仕来り之内石灰仕候ニ付右品売買仕
取扱之節ニ差障り之分者遂吟味之上可
申之品ニ御座候

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』 請求記号 811-14
ガラス使用

一荷物之儀ハ諸品共ニ何品ニ不寄船積致候
水揚ケ致し候迄者船中之損ニ付何方之損ニ候
元船積之節ニ損失之節者荷主江請取候為替
之荷主方ニ相渡候年寄共立合之上改申候
候趣之仕切状ニ損毛之場所一切相記可申筈
之振合を致世話いたし候品ニ而御利潤相記之
一己之取計致候節者其後右等之ものニ付候様
貳ケ年雖ニ及ひ候共万一不仕合ニ而損失之節茂難渋

無之様致度候ニ付違背遂見届候故ニ而茂達而被
仰付候仍而如件

文化拾四丑年三月

株三問屋
行事

一同連名

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

但川筋を一般を帳を長さ長さ長さ
川筋通路附て高下有之

雜用

但一行主人 三分 百文

但一行主人家 家 飛脚共

一 往別飛別 荷物 蔵入物 雨雪 金三 冬分 八分

一 諸国 松戸 二所破 但 大所 三所 二分 三分

上別 上給 戸 中宮 二所 二分 百物 二分 五分

一 諸国 二用物 二所 引 手 三分 一引

一 松槻木 新折破 半引

一 諸国 貴目物 蔵 分 百貴 国 三分 五分

一 諸国 仕入 家室 国 三利 足 三ヶ月 金 蔵 五分 三分 指 五分

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』 請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

諸問屋規則書

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

別紙之図組合法帝分　仲間短定之極
有之候　天保年前左之

木場　枝木問屋
板枝木問屋
熊野問屋　組合
竹木屋新門通書屋古問屋

右三治組合惣名枝木三問屋之末帽来り候

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14
ガラス使用

御一新以来京書之名本廢之候体合候之上
一般禁問屋与名義本留件号條合高要来仕来
其五枚品之儀山林伐出之品諸禁桐竹屋
薪其都合門請書捌仕一流之名得月報則
左之通

禁問屋報則之事

一 御布告之報告本守可申事

一 御国品之儀ハ諸省局其所ニ於中合

古精可申納事

一 賜状名家ニ而之所相月行事ニ而本屋ニ無
調之上書ニ而ハ請書捌可申事

一 賜帮所相其問屋書ニ無之ニ而請
不申事

一 貸名義一切不致以事

一 連絡五極ニ書雲品勝手ニ以遠約申出者

ヨリ本書ニ記之重可有如事

一 壹張品代重辨ニ上記り無可事

一 諸國樣相作板橋本郡郡本陸尾其外一切ニ本品嚴新ニ至ル迄ニ引請ル事

一 諸國為ニ自得ニ以名建ル為ニ行事ニ合入れ壹捌仕切重ニ取渡可事

一 新加入譲り碧名家仕切判段但居碧木其附ニ仲ヨリ改名名陳り無ニ取り

篤ニ申改メケ新古名捌無滿公仲ヨリ時合高法皆ニ取ル可事

一 諸國ヨリ送り為ニ仕切勘定ニ或ハ宣法渡ニ通ル所ニ無ニ相実知ニ以請ニ取渡ニ事

仕切立定法

一 諸國惣体

但近ニ成為ニ或ニ壹割ニ成ト云仲一請ニ取事ニ去書樣西川成并相作為ニ壹割ニ定

一 法上積角法御賃

運賃金壹円二付
或法西座宛取五分
可請事

一 角類麻引

壹艘積合
五年壹年

一 横柄
柄
山戸

麻折破引方
但大濡小濡共

日
所

一 筏乗源雑用

壹人二付
相法

一 船賃壹艘入方并
筏乗賃壹艘共

金壹円二付
壹法西座宛

一 名古屋柄蔵変并
納法西塩地代共

五年 市商
可請事

一 市令并為替令利足

金相円二付
或相西法

但所外壹万年 市商請取一年

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

享保七年寅正月

一 惣之而下請者法度之内十南ハ西川之宿水ハ
千年迄内ハ寺ニ而も如何事ハ此事ハかまひ
無之ハ

一 きをいりなり株梁之給料金出入中書を
株梁手ゑなり金子出ニ而ハ此者ハ
所立り其手ゑ出之下ハ

一 手紙出之事ハ株梁之手ゑ仲なり細工を

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』 請求記号 811-14
ガラス使用

年ゟ以ても其者在所不きも以て在所とう
然り金子中ニて然く

一 京都大坂國ゟ一式請負仕江戸[illegible]
屋[illegible]方[illegible]中ハ出入ハ請合ニ
来代あけ[illegible]中[illegible]ニ然ケ[illegible]中[illegible]
一 [illegible]の[illegible]ニ出中義[illegible]ハ大[illegible]
中[illegible]ニ借り出中[illegible]百揚中ハ[illegible]
[illegible]義[illegible]ニ[illegible]中[illegible]

あり[illegible]ノ義[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]六分ト
利[illegible]

一 [illegible]の[illegible]ひろう[illegible]大[illegible]僧
人[illegible]ノ[illegible]
一 [illegible]年[illegible]家[illegible]
[illegible]出中ハ在所に[illegible]出中[illegible]
[illegible]何[illegible]
方ニ[illegible]細工[illegible]

不申大荒仕志ニ成ルニ隣も
らひ御不申ハ細工ニ出申ハ老年キノ
内ニ御ナルモ申ハも隣ハ御家ニ
享保七年寅正月吉日

癸丑明二年卯正月

定

一 御公儀様御内御月御隣ニ結賢
相当可申事当要ニ
一 御公儀様御業請之品百三一御見
事ニ無之格勢例中合ニ勤下申事
一 芝高輪聖徳太子ニ先格之通毎
月姥明銭二十滞奉納下後ニ支

一 御座敷様方不寄何所出張被仰付候節
於場所彌大切ニ仕置可申事

一 持参道具并所業等差置候作料
内儀之外不通一切出間敷候事

一 仕手向之儀細工場御家風ニ而相極
別之御法度者申迄ニ而無之急度相守
候ハヽ不取締不致様ニ相心得可申
神佛之事

附り
謡并浄瑠璃抔無用之事　世間噺
噂其外口論悪口等申間敷候

一 親類縁者親族之人雇候而作料之
礼ハ外親族之人ニ不限渡下ニ而若内
證ニ而相渡シ候作料ハ所業荒
様合之事ニ候ハヽ出勤例縮合
所業之取締仕合不申様可致候

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14
ガラス使用

一 先季より勤来りは一丸場所にも内諸様
大集取り事ニ云用
一 勢ゟ入れ致しし現筈きて不苦但し
仁ゟ向ニ出入ニ仁ゟ致して所屋
入れ可ニ致し但し寺社地ニ分ゟ
其居樂取ニ勢も不及此儀
一 弱手紙出りは下細工も自分勤
度方便ニ面分諸隙ニ本如仁

若者ニ致して弱手紙ニ不申は致し
古来より大講不来古事数ハ人得遠
出入ニ紙合ニ中ニ達ニ出入居智何紙下
中ニ名同ニ大講不来ニ有ニ
右ケ條ニ付ニ古事講中古来より
云遠宵古事は此度帳面改ニ
大講順数云帰無行ニ如合
勢例古講ニ相様は来ニ

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

仲間規定之事

一 十組六組之組之御定被成遣御照札
様札両御札之儀ニ成容易儀ニ有之候ニ
不拘ニ其事如今御遣ニ自分ニ成我ニ様ニ
其人ニ賢物等ニ至入会風聞も有之ニ有
當組内之事ニ在御座ニ来ニ毎年
三月汗度ニ相改ニ事
一 脇ニ事不拘之様式両御札相濃中聚

節ニ譲請人以名前書仲間行事ニ申出
仲間一同評議之上故障無之ニおゐて同
頭渡之上右株ハ自今相對ニ而相譲
右株之儀受渡可致事

一 御鑑札譲渡之節ハ前後行事立会之上
取引ニ致し其節仲間株帳へ譲人
譲受人共印形取置可申事
　但當日入用譲受人ゟ相持可申事

一 仲間株式ニ譲受候者ハ
御役所ニ於而仲間書替願出候節ハ仲間
加入弘メ早々可致事
　但仲間一同ニ振舞
　金壱両弐分ツヽ弘メ金高
御役所向諸費
　金弐百疋　御座向方
　金百疋　御鑑札

一

[illegible]

十組書役[illegible]

金百疋宛　[illegible]

[illegible]　小使[illegible]

金三百疋　組問書役[illegible]

[illegible]

一

夜番

但相續[illegible]

祝儀

[illegible]

[illegible]

但　金百疋

金三百疋

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

第一大區第四小區

但其間商賣取締ニ就テハ新規ニ之事中ニ惹
ニ付申ニ付右者貸取次物一切無
万一公儀ニ而ハ無之ニ付取扱ニ付有之ニ付
其ニ出ニ遣ニ付更ニ取中ニ息ニ成及ニ居
事ニ事

觀音ニ成文政ニ成
根岸附茶屋稼ニ勤候中國周ニ
御奉行所ニ願出ニ成ニ付通所内話但小商物問

屋商組ニ成右組中間物問屋門倉ニ口ニ成
ニ付ニ之法ニ而商ニ成於ニ株ニ通組於ニ株
外合觀音ニ於ニ株ニ者成ニ株ニ不ニ相極ニ下
置ニ成間屋ニ年ニ之商ニ之者ニ無ニ對候
取極ニ成通組ニ株ニ株相成ニ候組
外ニ又一件ニ外觀ニ株ニ上方ニ者ニ御方ニ
奉行ニ教成兩組評議ニ上觀音ニ株ニ
ニ之ニ法ニ也問屋ニ成組ニ知ニ取極

第一大區拾四小區

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

廣屋彦〻米
泗馬谷庄〻米
住吉谷伊東米
鴻屋清七
上忠屋千助
後河屋與〻米
伊勢谷長七
村田屋德〻米
上忠谷偽〻米
近江谷源七
武蔵谷傳八

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14
ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

811
14

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』 請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸問屋規定』 請求記号 811-14

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸問屋規定』　請求記号 811-14

ガラス使用